

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 7 月 25 日 (火) 第 433 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 1
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 2

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 2

告 示

始良・伊佐地域振興局告示第23号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 7 月 25 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヒューマンサポートセンターco coro	霧島市国分広瀬 三丁目15番18号	合同会社ヒューマンサポートc olors	霧島市国分広瀬 三丁目15番18号	榊 俊一	令和 5 年 4 月 1 日	保育所等 訪問支援

始良・伊佐地域振興局告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 7 月 25 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型障害福祉事業所Smile Life	霧島市隼人町見 次560番地3カ テドラルJ2階	合同会社Smile Life	霧島市隼人町小 田3154番地6	永山 俊介	令和 5 年 6 月 1 日	自立訓練 (生活訓練)・就 労移行支 援

大隅地域振興局告示第12号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 5 年 7 月 25 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童デイサービスあどぼんす	肝属郡肝付町富山929番地1	株式会社S. S. Advance	肝属郡肝付町富山929番地1	崎森 大地	令和 5 年 4 月 30 日	児童発達支援

大隅地域振興局告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 7 月 25 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型Cielo	肝属郡肝付町前田3795番地	Mk 2 株式会社	肝属郡肝付町前田3795番地	木原 美穂	令和 5 年 4 月 1 日	就労継続支援B型

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第71号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 7 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	eぱちんこソードアート・オンラインK12	京楽産業. 株式会社	3P0755
回胴式遊技機	Lパチスロ転生したらスライムだった件CD	山佐株式会社	3S0494
回胴式遊技機	S エウレカセブンHIEVO XS	タイヨーエレクトリック株式会社	330002
回胴式遊技機	LケンガンアシュラND	ネット株式会社	3S0630
回胴式遊技機	S燃えちバGNC-30	ネット株式会社	330194